

# 北海道消費者被害防止 ネットワークニュース No.54

【事務局】北海道立消費生活センター <http://www.do-syouhi-c.jp> (指定管理者(一社)北海道消費者協会)  
〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟2階 TEL 011-221-0110 FAX 011-221-4210

## 平成24年度北海道消費者被害防止ネットワーク 定例会議を開催しました。

平成24年度北海道消費者被害防止ネットワーク定例会議が、3月12日(火)に北海道立消費生活センターで開かれ、16団体の構成メンバーが出席しました。最近の消費生活相談等の状況や特定商取引法及び道条例に基づく行政措置の状況説明、さらに警察相談の受理状況及び消費生活侵害事犯の検挙状況等について関係機関から説明がありました。

### ■ ■ ■ 地域ネットワーク設立が加速！！ ■ ■ ■

事務局から、平成24年度中の地域消費者被害防止ネットワークの設立状況について説明があり、清水町、白糠町、旭川市の3ヶ所で地域ネットワークが設立されたとの報告がありました。特に、道北地区の中核都市である旭川市において設立された意義は大きく、今後一層取り組みを進める旨の説明がありました。

また、本年度から進めている「地域消費者被害防止ネットワーク促進セミナー」を、道内4ヶ所(釧路町、白糠町、室蘭市、月形町)で開催し、地域ネットワーク活性化と新しいネットワークづくりを展開しているとの報告もありました。



続いて、この1年間の取り組み活動として、札幌市と障がい者団体が連携して、啓発リーフレットの点字版・音声版の作成や、札幌弁護士会、北海道ブロック司法書士協議会による、高校等への出前講座や電話相談等の報告がありました。

### ■ ■ ■ さらなる消費者教育の推進を！ ■ ■ ■

さらに、「消費者教育の推進に関する法律」の施行に伴い、北海道経済産業局では道内大学等を対象に、消費者教育の取り組み状況について調査を実施し、その概要報告がありました。まず、学生の消費者トラブル対応の相談窓口があるのは、全体の25%にとどまっており、学生への啓発活動についてはポスターやパンフレットの掲示・配布等の取り組みが多い実態が報告されました。経済産業局としては、今後学生への普及啓発を積極的に進める予定とのことです。事務局より、4月にも室蘭市に50ヶ所目となる地域ネットワークが設立されるとの報告があり、引き続き地域ネットワークの拡充に向けて、各構成団体が取り組むことを確認して終了しました。



# 特別相談

## 「住宅トラブル110番～賃貸・リフォーム・修繕など」に係わる実施報告!

当センターでは下記の通り、3月2日(土)、札幌弁護士会と共催で特別相談「住宅トラブル110番～賃貸・リフォーム・修繕など」を実施しましたので、ご報告します。



### 受付件数

当日は、合計13件の相談を受け付けました。相談内容は住宅の賃貸借に係るものが7件、住宅リフォームに係るものが3件、その他のものが3件で、賃貸借に係る相談が全体の半数以上を占めました。

### 相談者属性

性別で見ると、女性からの相談が7割近くを占めています。年齢別では、50代が半数以上を占め、相談者の平均年齢は49.9歳となりました。職業別では、給与生活者の方からの相談が最も多く全体の53.8%を占めています。

### 主な相談事例

#### 【賃貸アパートの退去時トラブル】

大学4年間入居したアパートを息子が退去した。管理会社立ち会いのもと引き渡したが、その際喫煙が原因で全体が黄色くなっているため、部屋全体のクロスを張り替えると言われた。リビング全体ならわかるが、玄関や脱衣所まで張替費用を負担しなければならないのか。

#### 【半年で剥がれてきた外壁塗装】

自分で数社に見積を依頼、その中から選んだ事業者と外壁塗装工事を契約した。施工半年後に塗装の剥がれとサイディングの浮き上がりが発生。事業者に連絡したが、春になったら直すと言ってなかなか来てくれなかったが、何度も連絡してようやく見に来た。サイディングの浮き上がりは張替で了解されたが、塗装の剥がれは剥がれた部分のみ補修するという。剥がれている箇所は増えてきており、半年で剥がれるのもおかしいと思うので、全面塗り直しをしてほしい。

当センターでは、引き続きこの問題に注視するとともに、札幌弁護士会の協力のもと、今後もタイムリーな消費者問題をテーマに取り上げ、少しでも道民の皆様の被害未然防止、被害救済に取り組んでいきたいと考えています。

北海道立消費生活センター（指定管理者：一般社団法人北海道消費者協会）

所在地 〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目北海道庁別館西棟2F

相談専用電話 050-7505-0999（受付時間：平日9:00～16:30、土・日・祝日・年末年始休）

代表電話 011-221-0110 FAX 011-221-4210 URL <http://www.do-syouhi-c.jp/>